

2022 年 5 月 17 日

知立市議会議員 様

福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

2 年に渡るコロナ禍のもと、障害や介護など福祉職場や、保育施設などでは原則開所が要請され、社会的責務が改めて確認されました。こうした中で、政府は、2 月から障害・介護・保育等で働く職員の新たな処遇改善を実施しましたが、今回の「9 千円程度の改善」では全産業平均にも達しません。2021 年 12 月 21 日の公的価格評価検討委員会の中間整理でも、「今般の経済対策の措置を前提としても、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況である。」とされています。福祉保育労働者の賃金が、住民の人権保障を担うという専門性に見合わない低い水準に抑えられていることは明らかです。

介護分野では、規制改革推進会議の中で、入所施設の配置基準を ICT の導入により 3 : 1 から 4 : 1 に引き下げるという議論がされています。ICT を活用しても対応するための職員が必要で、基準の引き下げは現場労働者の負担や、休憩がとれないことや長時間労働などの労基法違反の状態の助長につながるばかりか、利用者の安全に関わります。ICT を活用するのであれば、現在の配置基準を変えずにするべきです

保育分野では、74 年前に現在の職員配置基準となった 4・5 歳児をはじめ、何十年も変わっていない保育士の配置基準の改善は喫緊の課題です。国は消費税を財源とした 0.3 兆円を使って配置基準を改善すると言っていますが、その財源は未だ確保されません。保育士の離職が多く、常勤での確保が困難なのは、不十分な配置基準の元での負担の重い保育と、未払い残業や、まともに休憩が取れないなどの労基法違反が横行しているからです。

抜本的な報酬・公定価格の引き上げとセットでの配置基準の改善が必要です。

2021 年 4 月から「パートタイム・有期雇用労働法」がすべての事業所に適用されましたが、国はその為の必要財源分を保育の公定価格や障害・介護の報酬単価に措置していません。非正規の職員であっても同じ保育や支援をしているにも関わらず、公定価格や報酬単価で措置されないことで、差別的な取り扱いとなっていることは問題です。特に福利厚生や慶弔休暇などは「同一」にしなければならないとしています。そもそも人手不足の中で、非正規の休暇付与が遅れています。公費によって運営されている福祉保育施設において、法の趣旨に則った休暇制度の保障や賃金の引き上げができるよう、国が責任を持って財政措置すべきです。

憲法 25 条に明記されている福祉保育に関する国の責任を十分に発揮し、福祉保育で働く仲間の離職を防ぐためにも、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、規制緩和ではなく国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを行い、離職しない障害・介護・保育職場を実現すること。
2. 「働き方改革」により正規・非正規の不合理な待遇格差が禁止となったことを受け、各事業体が確実に実施できるための財源を、公定価格や報酬で確保すること。

以 上

【意見書案⑥】

福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書（案）

2年に渡るコロナ禍のもと、障害や介護など福祉職場や、保育施設などでは原則開所が要請され、社会的責務が改めて確認された。こうした中で、政府は、2月から障害・介護・保育等で働く職員の新たな処遇改善を実施したが、今回の「9千円程度の改善」では全産業平均にも達しない。2021年12月21日の公的価格評価検討委員会の中間整理でも、「今般の経済対策の措置を前提としても、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況である。」とされている。福祉保育労働者の賃金が、住民の人権保障を担うという専門性に見合わない低い水準に抑えられていることは明らかである。

介護分野では、規制改革推進会議の中で、入所施設の配置基準をICTの導入により3：1から4：1に引き下げるという議論がされている。ICTを活用しても対応するための職員が必要で、基準の引き下げは現場労働者の負担や、休憩がとれないことや長時間労働などの労基法違反の状態の助長につながるばかりか、利用者の安全に関わる。ICTを活用するのであれば、現在の配置基準を変えずにするべきである。

保育分野では、74年前に現在の職員配置基準となった4・5歳児をはじめ、何十年も変わっていない保育士の配置基準の改善は喫緊の課題である。国は消費税を財源とした0.3兆円を使って配置基準を改善すると言いつけているが、その財源は未だ確保されていない。保育士の離職が多く、常勤での確保が困難なのは、不十分な配置基準の元での負担の重い保育と、未払い残業や、まともに休憩が取れないなどの労基法違反が横行しているからである。

抜本的な報酬・公定価格の引き上げとセットでの配置基準の改善が必要である。

2021年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」がすべての事業所に適用されたが、国はその為の必要財源分を保育の公定価格や障害・介護の報酬単価に措置していない。非正規の職員であっても同じ保育や支援をしているにも関わらず、公定価格や報酬単価で措置されないことで、差別的な取り扱いとなっていることは問題である。特に福利厚生や慶弔休暇などは「同一」にしなければならないとしているが、そもそもの人手不足の中、非正規の休暇付与が遅れている。公費によって運営されている福祉保育施設において、法の趣旨に則った休暇制度の保障や賃金の引き上げができるよう、国が責任を持って財政措置するべきである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、規制緩和ではなく国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを行い、離職しない障害・介護・保育職場を実現すること。
2. 「働き方改革」により正規・非正規の不合理な待遇格差が禁止となったことを受け、各事業体が確実に実施できるための財源を、公定価格や報酬で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長